

再輸出規制（EAR）に関する主要な用語集

A	
A：1国群	ワッセナー・アレンジメント加盟国であり、許可例外の適用先を規定する場合に使用される。
A：5国群	許可例外STA適用対象国（日、英、仏、独、豪、インド等の同盟国又はパートナー国である37カ国）
A：6国群	機微度の低い品目に対する許可例外STA適用対象国（アルバニア、キプロス、イスラエル、マルタ、メキシコ、シンガポール、南ア、台湾）
ACE	サイバーセキュリティ品目の輸出・再輸出・国内移転に適用可能な許可例外のこと(Authorized Cybersecurity Exports)。
APP	加重最高性能(Adjusted Peak Performance)の略称であり、コンピュータの性能評価に使用されている。単位はWT (Weighted Tera FLOPS)が使用されている。なお、コンピュータに適用可能な許可例外の名称としてもAPPは使用されている。
APR	貨物の再輸出に適用可能な種々の許可例外のこと(Additional Permissive Reexports)。
AT規制	テロ活動防止(Anti-Terrorism)規制のことであり、テロ支援国向けの場合に許可対象とする規制。
B	
BIS	Bureau of Industry and Security(産業・安全保障局)の略称であり、商務省(DOC)の下部組織である。
B国群	主に旧自由圏の国であり、許可例外の適用先を規定する場合に使用される。
C	
CA	キャッチオール規制(Catch all 規制)のことであり、非リスト規制品目であっても大量破壊兵器又は通常兵器に用いられるおそれがある場合に、許可対象とする規制。
CCD	キューバ、ロシア及びベラルーシの非政府系向け民生用通信機器の輸出・再輸出に適用可能な許可例外のこと(Consumer Communications Devices)。適用可能な貨物・ソフトウェアとして、EAR99 又は AT 規制の民生用コンピュータ、プリンタ、モデム、携帯電話、デジタルカメラ、テレビ及びそれらの使用されるソフトウェア等が列挙されている。
CCL	EARの規制品目リスト(Commerce Control List)のことであり、Part 774 Supplement No.1 で規定されている。
CIV (廃止)	国家安全保障(NS)規制に該当する貨物・技術の民間最終需要者/民生用途へのD：1国群(北朝鮮を除く)向け輸出に適用可能な許可例外のこと(Civil End-Users)であったが、 2020年6月末に廃止された。
Computer Tier	コンピュータに適用される許可例外APPの適用の可否を定めるために使用されるコンピュータ規制国群のことであり、§740.7で規定されている。
Country Chart	仕向地と規制理由・レベルで輸出許可の要否を規定したマトリックスのことであり、Part 738 Supplement No.1で規定されている。
Country Group (国群)	許可例外(License Exceptions)の適用の可否を定めるために使用される国群のリストであり、Part 740 Supplement No.1で規定されている。
D	
D：1国群	主に旧共産圏の国であり、許可例外の適用先を規定する場合に使用される。
D：5国群	武器禁輸国群（テロ支援国[3カ国]、スーダン、キューバ、中国、ミャンマー、ロシア、ベネズエラ、カンボジア等の23カ国）
Deemed Reexport	米国以外の国において、当該国以外の国籍者に、米国原産技術又はソースコードを開示する場合に、その国向けの再輸出と見なすことであり、再輸出規制の対象となる。
De minimis rule	米国原産品目が組み込まれた非米国製品目において、米国原産品目の組込比率が de minimis 値以下の場合には、EARの規制対象としないルールのこと。

Denied Persons	EAR 等に違反して、輸出取引権限を剥奪されている個人・企業・機関のことであり、Part 764 Supplement No.1 で禁止される行為が規定されている。
DOC	Department of Commerce(米商務省)
DOD	Department of Defense(米国防総省)
DOE	Department of Energy(米エネルギー省)
DOS	Department of State(米国務省)
DOT	Department of the Treasury(米財務省)
E	
E : 1 国群	米国がテロ支援国に指定している国であり、許可例外の適用先を規定する場合等に使用される。
E : 2 国群	米国が独自に制裁している国であり、現在はキューバが指定されている。
EAR	Export Administration Regulations(米国輸出管理規則)
EAR99	EARの規制対象品目であるが、規制品目リスト(CCL)で規定されていない品目に附される規制品目分類番号(ECCN)のことであり、リスト外規制品ともいう。
EAR 規制対象品目	EARに基づいて産業・安全保障局(BIS)が権限を行使する対象となる品目のこと。
ECCN	Export Control Classification Number(規制品目分類番号)であり、5桁の英数記号で表示される。
ECRA	Export Control Reform Act(輸出管理改革法)であり、2018年に制定された。現在はEARの根拠法となっている。
EI 規制	暗号(Encryption Items)規制のこと。
ENC	暗号(EI)規制に該当する品目の輸出に適用可能な許可例外のこと(Encryption Commodities, Software and Technology)。
Entity List	米国の安全保障又は外交政策上の利益に反する、又は大量破壊兵器拡散の懸念がある企業・機関としてPart 744 Supplement No.4 に公表されている企業・機関のリストであり、日本の外国ユーザ・リストと類似のリストである。リストには、規制対象となる品目、許可方針等も規定されている。
G	
GBS	B国群向けの貨物の輸出に適用可能な許可例外のこと(Shipments to Country Group B Countries)。
I	
IEEPA	International Emergency Economic Powers Act(国際緊急経済権限法)の略称。
Item(品目)	貨物、ソフトウェア、技術を総称して指す場合に使用する。
L	
LVS	B国群向けの少額貨物の輸出に適用可能な許可例外のこと(Shipments of Limited Value)。
N	
NLR	No License Required の略であり、EAR規制対象品目であるが、許可不要で輸出が可能であることを示している。Country Chart に許可の要否が規定されている。
NRC	米国の原子力規制委員会(Nuclear Regulatory Commission)のこと。
NS規制	国家安全保障(National Security)規制のこと。
O	
OFAC	Office of Foreign Assets Control(外国資産管理局)の略称であり、米財務省の下部機関で、禁輸国等に対する経済制裁を規定・運用している。
S	
SCP	キューバ市民の①生活環境の改善、②独立した経済活動の支援、③市民社会の強化、④コミュニケーションの改善、⑤関与・コミュニケーション・交易の促進、⑥一時輸出・再輸出により、キューバ市民を支援するための特定の輸出・再輸出に適用可能な許可例外のこと(Support for the Cuban People)。上記目的のためのEAR99及びAT規制品目が適用可能品目。

添付資料1

SDN	Specially Designated Nationals の略。米財務省の各種制裁の対象となり、SDNリストに掲載された機関・企業・個人のこと。
SNAP-R	Simplified Network Application Processing Redesign の略。米商務省産業・安全保障局(B I S)が運営する電子申請システム。
STA	A : 5国群及びA : 6国群に適用可能な許可例外のこと(Strategic Trade Authorization)。但し、適用に関する種々の制限事項及び適用条件(荷受人からの誓約書の取得及び通知事項等)がある。更に、許可例外 STA を適用して輸出された品目の再輸出には、許可例外 APR の(a)及び(b)は適用できないため、注意する必要がある。
T	
TSR	確約書の事前入手を前提に、国家安全保障(NS)規制に該当する技術のB国群向け輸出に適用可能な許可例外のこと(Technology and Software Under Restriction)。
TSU	運転技術、販売促進用技術、マスマーケット・ソフトウェア、アップデート・ソフトウェア(バグ修正用)等の輸出に適用可能な許可例外のこと(Technology and Software-Unrestricted)。
U	
Unverified List (UVL)	不正転売及び大量破壊兵器拡散の懸念があるとして、Part 744 Supplement No.6に公表されている企業・機関等のリスト。UVL掲載者との取引には、①許可例外が適用できない、②許可不要の取引の場合にはUVL文書の取得義務等の制約がある(EAR § 744.15 参照)。
V	
VEU	Validated End-User(認定エンドユーザ)の略称。民生用途に関連した活動のみを行っており、商務省が国家安全保障上の利益を阻害するおそれがないと認定したエンドユーザ。特定の範囲の品目をVEU向けに輸出・再輸出する場合には、輸出許可を取得することなく、輸出・再輸出することができる。
W	
WMD	Weapons of Mass Destruction の略称であり、大量破壊兵器のこと。
WT	Weighted Tera Floating Point Number Operations per Second の略であり、電子計算機が1秒間に行う浮動小数点演算の回数に補正係数をかけて求めた値の単位である。「APP」の項参照。
オ	
オブジェクトコード	一般に二進数で表記されたコンピュータにより実行が可能なプログラム(ソフトウェア)のことであり、ソースコードと対比される。
カ	
確約書	許可例外TSR(Technology and Software under Restriction)を適用して技術・ソフトウェアをB国群向けに輸出する場合に、輸出者が輸入者から事前に入手しなければならない書面のこと。
キ	
規制理由	規制品目分類番号(ECCN)毎に定められた規制の根拠であり、NS、NP等の2文字の略称で表記されている。
規制レベル	規制品目分類番号(ECCN)毎に定められた規制理由のレベルであり、NS Column 1(NS 1)、NS Column 2(NS 2)等と規定されている。Country Chart で規定されているマトリックスで、この規制レベルと仕向先より輸出許可の要否が確認できる。
許可例外	License Exceptions のことであり、日本の少額特例等と同様な許可不要の特例である。EARのPart 740で規定されている。
ク	
組込比率	米国原産品目の取得価格と米国原産品目を組み込んだ非米国製品目の価格比であり、この比率が de minimis 値を超える場合にEARの再輸出規制対象となる。但し、原則として貨物、ソフトウェア、技術のそれぞれで組込比率を計算する。

コ	
国群	許可例外(License Exceptions)の適用の可否を定めるために使用される国群のリストであり、Part 740 Supplement No.1 で規定されている。
ソ	
ソースコード	ソフトウェアの表現方法の一つであり、人間が理解できる表現となっている。このソースコードをオブジェクトコードに変換してコンピュータで実行させる。
ソフトウェア	日本の規制ではプログラムとして規定されている。
テ	
テロ支援国	テロリスト・組織を支援している国として、E：1 国群に指定されている国 (2022年8月現在：イラン、シリア及び北朝鮮)。
ヒ	
品目	貨物、ソフトウェア、技術を総称して指す場合に使用する。
ハ	
米国原産（非公式）	米国内で製造、改造、組立又は機能向上された品目のこと。(BIS Update2022 資料より)
ミ	
みなし再輸出 (Deemed Reexport)	米国以外の国において、当該国以外の国籍者に、米国原産技術又はソースコードを開示する場合に、その国向けの再輸出と見なすことであり、再輸出規制の対象となる。
リ	
リスト規制品目	規制品目リスト(CCL)に仕様、規制理由等が規定され、規制品目分類番号(ECCN)が割り当てられている品目のこと。
リスト外規制品目	規制品目リスト(CCL)に仕様、規制理由等が規定されておらず、EAR99として分類されている品目のこと。
数字	
600番台の品目	機微度が低いとして、米国武器品目リスト (USML) から規制品目リスト(CCL)に移管された品目 (ECCN の3桁目が「6」の品目)